

西宮市防災指令要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、西宮市地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）に定める西宮市防災指令（以下「防災指令」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「防災指令」とは別表に規定する各指令をいう。

2 「職員」とは西宮市災害対策本部組織の全職員をいう。

3 「局」とは西宮市災害対策本部組織の局をいう。

(防災指令の発令及び解除)

第3条 市長は、西宮市の地域に災害が発生し、若しくは災害が発生するおそれがある場合において防災上必要があると認めるとき、又は当該他の地域に災害が発生し、当該被災住民を受入れる必要があると認めるときは、職員又はその都度指定する局の職員に対し防災指令を発令する。

2 市長は、西宮市の地域において災害の発生、継続若しくは拡大の危険がなくなった場合、又は当該他の地域の被災住民を受入れる必要がなくなったと認めるときは、防災指令を解除する。

3 前各項は、必要に応じて危機管理監が市長に代わり行うことができる。

4 前各項は、市長事務部局の職員以外の職員については、それぞれの任命権者が発令したものとみなす。

(防災指令の種類、発令基準等)

第4条 防災指令の種類、配備職員及び発令基準は、別表のとおりとする。

(自動参集)

第5条 職員又はあらかじめ定められた職員は、次の各号のいずれかに該当するときは連絡がなくても、別表に定める防災指令が発令されたものとして参集するものとする。

(1) 西宮市に震度5弱以上の地震が発生したとき

(2) 兵庫県瀬戸内海沿岸に津波警報以上が発表されたとき

(防災活動)

第6条 各局の長は、防災指令が発令されたときは、第4条の配備につくべき職員を指揮し防災活動を実施しなければならない。

2 各局の活動内容は、地域防災計画に定める事務分掌によるものとする。

(防災指令の伝達)

第7条 防災指令は、地域防災計画の定めるところにより職員に迅速かつ正確に伝達するものとする。

(職員の心構え)

第8条 職員は、第4条の配備につくべき職員以外の職員であっても、状況によっては、いつでも防災活動に従事できるよう心がけていなければならない。

(配備計画の作成)

第9条 各局の長は、防災指令が発令された場合における職員の配備計画を作成し、人事異動ごとに、総務局長に提出しなければならない。

(雑 則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

付 則

この要綱は、平成8年3月末日から施行する。

付 則

この要綱は、平成15年5月20日から施行する。

付 則

この要綱は、平成16年6月21日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表(第4条関係)

配備基準(防災指令の発令)

【防災指令の発令基準】

種類	発令基準	配備職員
連絡員 待機指令	災害が発生するおそれがあるとき、又は災害が発生し、災害警戒指令又は水防警戒指令には至らないが、今後の連絡を緊密にする必要があると認められるとき。	災対局長があらかじめ定め、又は必要があると認める場合にその都度定める職員(以下「指定職員」という。)
水防警戒 指令	風水害が発生するおそれがあるとき。	指定職員
水防指令 第1号	風水害が発生するおそれがあるとき、又は小規模な風水害が発生したとき。	指定職員
水防指令 第2号	中規模な風水害が発生するおそれがあるとき、又は中規模な風水害が発生したとき。	指定職員
水防指令 第3号	大規模な風水害が発生するおそれがあるとき、又は大規模な風水害が発生したとき。	全職員
災害警戒 指令	<ul style="list-style-type: none"> ・南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)又は(巨大地震注意)が発表されたとき。 ・兵庫県瀬戸内海沿岸に津波注意報が発表されたとき。 ・災害(風水害除く)が発生するおそれがあるとき。 ・西宮市の地域外で災害が発生し、当該被災住民を受入れる必要があると認めるとき。 	指定職員
防災指令 第1号	<ul style="list-style-type: none"> ・西宮市の震度が5弱、又は5強の地震が発生したとき。 ・災害(風水害除く)が発生するおそれがあるとき、又は小規模な災害(風水害除く)が発生したとき。 ・西宮市の地域外で災害が発生し、当該被災住民を受入れる必要があると認めるとき。 	指定職員 (全職員の1/4程度)
防災指令 第2号	<ul style="list-style-type: none"> ・西宮市の震度が6弱の地震が発生したとき。 ・中規模な災害(風水害除く)が発生するおそれがあるとき、又は中規模な災害(風水害除く)が発生したとき。 ・西宮市の地域外で災害が発生し、当該被災住民を受入れる必要があると認めるとき。 	指定職員 (全職員の1/2程度)
防災指令 第3号	<ul style="list-style-type: none"> ・西宮市の震度が6強以上の地震が発生したとき。 ・兵庫県瀬戸内海沿岸に津波警報以上が発表されたとき。 ・大規模な災害(風水害除く)が発生するおそれがあるとき、又は大規模な災害(風水害除く)が発生したとき。 ・西宮市の地域外で災害が発生し、当該被災住民を受入れる必要があると認めるとき。 	全職員